

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価
- ② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法
なお、耐用年数は以下のとおりです。

物品 4年～6年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法
- ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減価償却累計額 5,456,288 円

物品 21,165,630 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 653,004,468 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	289,032,752	288,998,752
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	19,411,398,271	19,025,400,345
資金収支計算書	19,700,431,023	19,314,399,097

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（介護保険事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

資金収支計算書

業務活動収支	65,300,468 円
投資活動収入の国県等補助金収入	－円
未収債権，未払債務等の増加	△ 39,986,910 円
減価償却費	3,567,319 円
賞与等引当金繰入金	－円
退職手当等引当金繰入金	－円
徴収不能引当金繰入金	21,306,890 円
純資産変動計算書の本年度差額	50,187,767 円

④ 一時借入金

一時借入金の借入はありません。

なお、一時借入金の限度額は 500,000,000 円です。